

入札監理小委員会  
第706回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第706回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和5年11月24日（金）14：18～15：22

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 次期事業開始時期等の報告
  - 総合無線局監理システム運用技術支援等の請負（総務省）
3. 実施要項（案）の審議
  - 空港消防等請負業務（国土交通省）
4. 契約変更の報告
  - 政府所有米穀の販売等業務（農林水産省）
5. 閉会

### <出席者>

関野主査、梅木副主査、小尾副主査、井熊専門委員、大山専門委員、柏木専門委員

#### （総務省）

総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 武馬室長  
下地課長補佐  
守屋課長補佐  
脇田官

#### （国土交通省）

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課 空港保安防災企画室 明間室長  
中嶋専門官  
北条専門官  
石村空港保安対策係長  
大畑空港防災対策係長

#### （農林水産省）

農産局 貿易業務課 検米流通調整官  
上藤課長補佐

(事務局)

後藤事務局長、平井企画官

○事務局 それでは、ただいまから第706回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、総合無線局管理システム運用技術支援等の請負の次期事業開始時期等の報告につきまして、総務省総合通信基盤局電波政策課電波利用料企画室、武馬室長より、御説明をお願いしたいと思います。

○武馬室長 よろしく願いいたします。総務省の武馬です。

総合無線局管理システム、PARTNERと略されますが、こちらの運用技術支援等の請負に係るシステム刷新の方向性及び市場化テストの対象事業の開始時期について、御説明させていただきます。

まず、事業の概要ですが、総務省の総合無線局管理システムの運用技術支援等の請負に係る業務につきましては、平成30年の12月から市場化テストを開始しております。約2か年の契約ですので、平成30年からの第1期、それから、令和2年からの第2期、ここまで市場化テストを行っておりまして、現在、令和4年からの事業につきましては、市場化テストの対象外となっております。こちらの理由につきましては、後ほど経緯のところで説明させていただきます。

業務内容につきましては、資料にありますとおり、各種システムの運用に係る作業、それから、前後の事業者との引継ぎを含むものとなっております。

まず、第2期評価時の審議のところでの経緯でございます。本事業につきましては、競争性向上の点で大きな課題となっているところとして、ベンダーロックインの状態になっているところが挙げられまして、こちらを何とかするのがとにかく大きな課題であるところを認識されているところでございます。

それを解消することを目的として、システムの刷新を令和6年12月に行うということで計画をしておりました。ということで、ベンダーロックインを解消するという効果が現れる、刷新後のシステムの稼働以降、令和6年以降の契約を対象に、市場化テストを再び行っていくということで、現在の令和4年からの2か年の契約については、市場化テストの対象外となったという経緯がございます。また、次期システムの方向性につきましては、令和5年度の本年度、本委員会へ報告するということとなっております。

システム刷新の方向性でございますけれども、資料の(2)でございます。システム全体をもともとは一括で移行するという方針の下で進めておりましたが、デジタル統括アドバイザーと有識者の評価を受けたところ、システムの規模が非常に大きいということで、期間と見合った検討を行うと、一気に構築をするのではなく、二つに分けて、国民向けシ

システムと、それから職員向けシステム、それぞれ先行稼働領域、後続稼働領域と申し上げますけれども、その二つに分けて、分割して構築することが適切であるという御指摘を頂いております。

また、構築の手法につきましては、本システムにつきましてはいろいろな機能があります。例えば申請審査などの機能があるのですが、そういった各サブシステム単位で、ガバメントクラウド上に特定のベンダーに依存しない形で構築をして、それらのサブシステムをAPI連携で結合すると、そういった方式で構築をするということで、そういった構築の手法や調達の内容を含めてデジタル統括アドバイザーの了承を得たところでございます。

以下、了承を得た内容でございますが、まず、システム刷新のスケジュールにつきましては、現行システムにつきましては、令和8年12月で稼働を終了する予定としております。次期システムにつきましては、二つに分けて、令和4年度から国民向けシステムの要件定義を始め、令和7年1月から本番の運用を開始します。それから後続の職員向けシステムにつきましては、令和4年の途中から要件定義を開始いたしまして、本番の稼働は令和9年1月と予定しております。

いずれも、総合評価による調達を行うこととしておりまして、前者につきましては、既にアクセンチュアが契約先として決定しております。後者につきましては、これから調達手続に入るところとなっております。

それから、②の今後の調達予定ですが、こちらは3段目の事業期間のところを使って御説明をさせていただきます。まず、最初に、左の緑色になっている市場化テスト対象事業、これが第2期の令和2年からの部分でございます。それから、その次にあるのが令和4年からの現在の契約を行っている部分でございます。この後、次の契約につきましては、先行部分、国向けシステムについては新しいシステムに移行する、それから職員向け部分については現行システムそのままということで、二つ運用技術支援の請負が走ることになります。その後、更にその次の期間につきましては、二つのシステムにつき、それぞれ構築が終わっておりますので、再び統合して運用技術支援を行うと、そういったスケジュールとさせていただきます。

それから、次回の市場化テストの対象とする事業の開始時期について御説明をさせていただきます。まず、大前提となりますのは、先ほど申し上げましたとおり、前期の御審議をいただいた際に、ベンダーロックインが解消されるシステムの更改が完了した後から市場化テストを再開すると、そういう方針で御了承いただいているというのが大前提にござ

います。もう少し詳しく申し上げますと、二つの理由から、次の市場化テストを行うのは、上の表で言いますと、ローマ数字の ii 番のところ、二つのシステムが出来上がった、統合システムに対する運用技術支援の調達に関して、市場化テストの対象とするということを考えております。

一つ目の理由につきましては、まず、表の中にあります、i 番の新しいシステムの先行システム部分の運用技術支援の請負、こちらが市場化テストの対象となるかとして、ふさわしいかどうかというところなのですけれども、こちらにつきましては、最初の稼働、最初の契約というところで、構築されたばかりですので、不具合の解消を行うといった次期システムの一部のみを、システム刷新の過渡期においてのみ、必要となるような業務というものが多く含まれることとなります。

ちなみに、不具合の解消と申しましても、不具合を完全に解消するところまでやるわけではなくて、不具合の切り分けの部分が運用技術支援等の請負の対象となります。要件定義あるいは設計の際にドキュメントが整備をされていて、整備されたドキュメントを参照して、請負事業者は不具合の切り分けを行うこととなります。切り分けられた不具合につきましては、契約をしております保守事業者のほうへ引き渡されまして、こちらが最終的に解決をすると、そういった役割分担を考えております。

それから理由 2 のところは、先ほど前提として申し上げたところでございますけれども、システムの更改、ベンダーロックインの解消を目的としたシステムの更改の効果が最終的に現れるというところで、次期システムの設計までの工程が完全に完了するというのが令和 7 年 9 月というところで、今回の先行部分の運用技術支援のところが始まった後になるというのが二つ目の理由として挙げさせていただいております。

最後、3 ページ目、4 番、運用要件の参入性向上等に係る検討状況でございます。繰り返しになりますので、まとめとしてお聞きいただければと思います。システム刷新の主目的の一つはベンダーロックインの排除というものでございます。というところで、次期システムはガバメントクラウドに構築をするということ、それからオープンソースソフトウェアといった運用の知見が市場に蓄積されているソフトウェアを最大限活用すると、こういったところに焦点を置いて設計を進めております。

また、これ以外、本委員会で御指導いただきました点、例えば引継期間を十分に確保するとか、あるいは必要資料を整備する、あるいは簡易の業務については職員へ移管する、こういったところにつきましても、引き続き採用していくというところを検討しております。

す。

最後、参考のスケジュールですけれども、二つに分けた次期システムが構築し終わった後、統合運用の技術支援、表の中の ii 番 ii、こちらについてのスケジュールですけれども、令和 7 年 1 月頃から意見招請を開始して、契約は令和 8 年の 8 月頃になるといったところで進めていきたいと考えております。

御説明は以上でございます。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。ただいま御説明いただきましたが、御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。

○大山専門委員 御説明ありがとうございます。資料 1 のスケジュール表が出ていますが、最初に確認させてください。現行システムというのは、次期システムとの対比で見ると、国民向け、それから職員向け、この二つを当然持っていると思っておりますけれども、それで間違いないのですね。

○武馬室長 そのとおりです。両方の機能を有しております。

○大山専門委員 それで、国民向けシステムが次期システムで稼働し始めるときには、現行システムの国民向けというところは止まるのでしょうか。それともそのまま並行稼働させることはないような気もするのですけれども、それはどういうふうに進めるのでしょうか。

○武馬室長 現行システムのうち、国民向けの部分については運用を停止いたします。

○大山専門委員 そうすると、その場合、次期の国民向けシステムとは、職員向けシステムとは切っても切れないところが当然あると思うのですけれども、その辺の切り口のところについては整理がうまくされ、両方もうまく整合できるように、それも既に設計されていると、そういうことでよろしいでしょうか。現行システムと事業者が違うように伺っていますので、そこはどうなのでしょう。

○武馬室長 御指摘のとおりです。後続の新しい刷新後の国民向けシステムを設計する際に、現行の職員向けシステム部分との連携部分、インターフェース部分というのは、十分に独立してあるいは連携をして稼働するようというふうには設計をしておりますので、問題なく稼働するように設計がなされております。

○大山専門委員 それは現行システムを設計するときにそうしていたということなのか。非常に先見の明があったということですか。

○武馬室長 残念ながら、現行では、現行システムの設計の際には、そこまでは想定して

おりませんでしたので、今回、刷新の際にうまく切れるところで切るという考え方で、国民向けシステムの部分だけうまく切らせるところで切り出して、職員向けシステムと連携部分を確保すると、そういった考え方で設計しております。

○大山専門委員　そういうように行くとすると、現行システム業者が非常に有利になってしまうというのが一般的な考え方なのですけれども、今回、そこがうまく、ほかの事業者が落としたとすれば、これはなかなか良い事例になるので、その辺のノウハウで苦労なされたのではないかと思うところなのですが、その辺いかがだったのでしょうか。

○武馬室長　ありがとうございます。おっしゃるとおり、もともと改修に改修を重ねたシステムですので、機能を切り分けるというのは非常に難しかったのですけれども、そこは予備調査と、あるいは要件定義のところでも十分に検討を行いまして、できるだけ独立した機能として定義をし直すことで、スパゲッティ状になってしまっている機能をうまく整理し直して設計をし直すというふうな、というのがたまたまというふうになりましたので、こういう形で今、動くこととなっております。

○大山専門委員　差し支えなければ教えてほしいのですけれども、現行業者は入札に参加したのでしょうか。

○武馬室長　はい、参加して協力をさせていただきました。

○大山専門委員　そうですか。それで、現行事業者は負けたのですね。

○武馬室長　そういうことです。

○大山専門委員　なかなかすごい例ですね。現行システムの本番保守に当たるところはどういうふうになるのですか。そちらは契約解除になるのですか。それとも、どのような形にしたのですか。現行の国民向けシステムは止まりますよね。

○武馬室長　はい。

○大山専門委員　そこはどういうふうになるのでしょうか。後の事業者はそのまま動いているのでしょうか。

○武馬室長　そこは契約期間をうまく調整をしておりますので、先行のシステムが停止するところで、保守事業者との契約も切れるように契約をしております。

○大山専門委員　そうですか。なかなか難しいところをよくおやりになられていると思うのですが、その後、今度は職員向けまで動いたときの本番保守のところに行くわけですが、職員向けシステムは、国民向けシステムを今設計している事業者にとって、決定的に有利になるということは当然ないように努力をなさっているだろうと、あるいはそ



ういう準備をなさっていると思うのですけれども、その意味で申し上げますと、一般的に、これまでの例を見ると、オープン系にシステムを入れ替えたり、ガバメントクラウドなのでどういうふうになるか分からないところはあるのですが、なかなか開発したところと、その後の保守をやれるところを含めたものが、オープン系にしたからといって、その後、非常に競争性が上がるかという、なかなか残念ながらうまくいっていない例が多いのです。

そうだとすると、今回の本番保守については、二つ、そもそも分かれて開発も違っている状態であれば、保守自体も二つに分かれるのではないかと思うところもあるのですが、この辺は、どういうふうにお考えなのですか。図は二つに分かれているように見えますし、先ほどは、令和9年1月から1本になるようなお話なのかなと、私の勘違いかもしれませんが、その辺明確にしていただけませんか。

○武馬室長 すいません。こちら図がよくないですね。本番保守、2本に分かれたままになっておりますけれども、こちらもそれぞれの契約が合うタイミングで、基本的には後続が稼働したところで、本番の保守については一本化をする。一つの契約とする予定でおります。

○大山専門委員 それはなぜなのですか。開発の経緯も、それから、実施するところもほかの事業者が出てくるとすれば、だからこそ、ベンダーロックインの話を含めて、いろいろ検討していると思うのですけれども、保守のところを一緒にするという前提が出てくるというのが、理由が分からないので、そこは教えていただけませんか。

○武馬室長 基本的には、我々の理解では、次期システムにはサブシステム単位ということで、いろいろな機能ごとに、それぞれ機能ごとに独立をしてシステムがあると考えていて、それぞれのサブシステムはベンダーロックインを排除した形で構築されているので、言ってみれば、誰でも保守ができるはずと考えていて、それらを集合して扱うというところ、それ一つ一つのサブシステムを本番保守するのか、全体をまとめて本番保守するのかというところでは、後者のほうが効率的ではないかと考えて全体を一本化するということを考えております。

○大山専門委員 なるほど。ただ、既に御存じだと思うのですけれども、開発のときと保守のときで、保守に競争性が働かなくて随契にした場合は、残念ながら、開発のときの人月の単価と、保守のときの人月単価が変わってしまうことがあります。その辺のところを考えると、必ずしも安くなるという保証はないので、今からあまりそういうのを決めつけないほうが良いのではないかと、私は今の状況を見ていると感じます。

そこはお考えいただければと思うのですが、それと関係して、費用で見たときに、ここでいうシステム稼働を止めるにしても、現行システムはもともと令和8年12月まで動く予定でつくってきたとすると、ハードウェアを含めたいろいろなものについては、耐用期限の前に止めてしまっているような感じもするし、無駄が出ていたのではないかという気もするのですが、その辺については、トータルの経費につき、この業務を行うためのシステム全体のライフとしての費用がどうなっているかというのが、どこかでももちろん説明できるようになさっているのだと思いますが、その辺の説明が十分なかったので、心配をすることがございます。

取り越し苦労であれば良いのですが、その辺は感触でも結構ですが、いかがなんでしょうか。

○武馬室長 まず、前半御指摘ありました、本番保守は必ずしも一本化でなくていいのではないかということにつきましては、御指摘そのとおりでと思いますので、こちら慎重にこれから検討していきたいと思います。

それから、システムを止めるに当たってのいわゆる費用のオーバーヘッドに当たる部分なので、正直申し上げまして、実はシステムのハードウェアにつきましては現在、延命して使うこととしている予定でございまして、実際はもう少し早めにシステム更改ができればと考えていたのですが、実際、対応期限5年のところを7年に延ばしていることとしておりますので、いわゆる再リースという形になりますので、費用としては、幸い安く上がるという形になっております。

○大山専門委員 そうすると、ハードウェアについての無駄は出ていないということでしょうか。

○武馬室長 そうですね。買ったばかりのものを止めることになるという形にはなっておりません。

○大山専門委員 分かりました。耐用年数があるということは、国民向けのほうが本番移行で移って、稼働する頃にはちょうど耐用年数を迎えているということなのですね。

○武馬室長 御指摘のとおりです。

○大山専門委員 ありがとうございます。分かりました。以上です。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。大山先生からありましたが、2ページ目のところです。今回、国民向けサービスだけを市場化テストの対象外にして、次期統合した後に市場化テストの対象にするという部分なのですが、小委員会の議論として、全体が決

まっから市場化テストの対象にするということについては、そういう取決めがあったということでこういう形というのは分かるのですが、一方で、先行稼働の部分を入札だとしても対象として事業者を決めてしまうと、この後、総合した後の市場化テストの対象になる事業については、先行してメンテをするとか管理するところがある意味有利になる可能性があるとも思われるわけです。

ここの部分について、どういう考え方というか、どういう形で2期、今回、国民向けのみを市場化対象とせず、そこを落札した事業者が次の次期で統合されたものについて有利にならないように入札が行われるかというのはポイントになると思うのですが、そこに対する考え方というか、どういうふうにしてより競争性を上げるかということについての考えがあれば教えていただけますか。

○武馬室長 まず、先行して契約が切り替わる際に、先に契約をしていたほうが有利であるというのは、これも一般的に御指摘のとおりですというところで、これはこれまでも取り組んでおりましたとおり、十分な引継期間を確保するとか、必要資料を十分に整備すると、そういったところで、新規に参入する者にとっても必ずしもそこが不利にならないよという配慮を引き続き続けるということを考えております。

また、さらに国民向けシステム、一部のシステムでありまして、全体統合の部分については、どのぐらい関与できるかといいますと、並行して後続の職員向けシステムの開発、設計が進んでいるわけなのですけれども、こちらについては、ほぼ全く関与することがない形で進みますので、職員向けのほうについては、特に有利になる点はないと考えておりますというところで、実際、有利になってしまうところについては、引継期間あるいは資料の整備によって対応するというところと、それから、職員向けについては、特に有利にはならないだろう、そういうことを考えております。

○小尾副主査 全体の規模感的にはどんな感じになるのですか。システムの規模感というか、国民向けシステムと職員向けシステムの全体の構成です。

○武馬室長 システムの規模、行動とかで言いますと、大体3対7、国民向けシステムの規模が3、職務向けシステムの規模が7ぐらいの感じになっております。

○小尾副主査 分かりました。そういう意味では、職員向けのほうが規模としても大きいので、十分競争性は確保できるだろうと、そういう見込みだということですか。

○武馬室長 そのように考えております。

○小尾副主査 ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 御議論いただきまして、ありがとうございました。

本日の議論を踏まえまして、事務局としましても、資料で報告しているとおり、次回の市場化テストは令和8年1月以降、統合運用者の調達からとさせていただきたいと考えております。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、本番保守につきまして、一本化するのかどうかというような課題がございますけれども、スケジュールとしては、令和8年度ということがございますので、このスケジュールということで、小委としては異存なしということとしたいと思います。

本日はありがとうございました。

○武馬室長 ありがとうございました。

(総務省退室)

(国土交通省入室)

○事務局 続きまして、「空港消防等請負業務」の実施要項(案)について、国土交通省航空局航空ネットワーク部空港技術課空港保安防災企画室、明間室長から御説明をお願いしたいと思います。

○明間室長 航空局空港技術課空港保安防災企画室の明間でございます。本日はよろしくお願いたします。

それでは、東京国際空港他1空港消防等業務における民間競争入札実施要項の説明をさせていただきます。資料は、B-2でございます。見え消し版になっております。2期目の実施要項から主な変更箇所を御説明させていただきます。

まず、1ページを御覧ください。中段に、1.1の対象公共サービスの詳細な内容ということで、1.1.1業務の概要、本業務は国際的な基準に基づく空港消防体制の確保のため、空港における火災及びその周辺における航空機に関する火災、並びにそれらのおそれのある事態に当たっての人命救助を目的とする消防業務、救急医療業務となっております。

その下の1.1.2で、業務の場所は、東京国際空港(羽田空港)と新潟空港でございます。

続きまして、2ページを御覧ください。1.1.4の一般指示事項でございます。

(1)、①で、消防業務に係る空港用化学消防車には、常に1台当たり2人配置をするこ

と。②で、救急医療業務に係る救急医療搬送車には、常に1台当たり1人配置をすることとしております。

その下に、表で配置人員をお示ししております。空港名、東京国際空港を御覧ください。今申し上げたとおり、消防車1台当たり2人配置することとしておりますので、東京国際空港の消防業務は、令和7年度につきましては、10人、これは消防車台数が5台、令和8年度は12名、消防車台数は6台、令和9年度も同じ12名で、6台となっております。

9ページを御覧ください。1.2.6の貸与物品のところではありますが、東京国際空港の空港用化学消防車欄に各年度の貸与台数がございます。現在の委託台数は4台で、令和7年度に1台増加の5台、令和8年度にもう1台増加で6台、令和9年度の増加はございません。3か年で2台増加としております。

先般、9月29日の入札監理小委員会で、本件の事業開始時期の9か月前倒しについての説明で、東京国際空港の消火救難体制の強化により、現在委託している消防車は4台ありますが、令和7年度に2台増加の6台、令和8年度に、もう1台増加の7台、令和9年度には、さらに1台増加の8台の3か年で4台増加の配置計画案と御説明させていただきました。

本件の実施要項につきまして、パブリックコメントを実施しましたが、消防要員の増員について、御意見をいただきました。パブリックコメントの資料は、資料B-6に御意見等がございます。いただいたコメントには、日本における少子高齢化に伴う人材不足、2024年問題のトラックドライバーの時間外労働の上限規制により、各企業において、大型第一種免許等を所持する人材のニーズが高まっている中で、消防要員は大型第一種免許等の所持が不可欠であり、現状では、令和6年度から令和9年度まで、消防要員の将来の増員を求める契約について、入札参加は非常に厳しいと考えるとの御意見をいただきました。

航空局としましては、日本の重要な基幹空港である東京国際空港の消防体制強化は、国の施策として進めていく必要がありますが、現時点で2024年問題等が消防要員の人材確保にどのように影響するか見通せない状況であるため、パブリックコメントの御意見や他業種の状況等も鑑みまして、当初計画を見直して、体制強化方針の達成を段階的に、かつ、ゆるやかに進めていくこととし、次期契約期間の令和7年度から令和9年度の3か年では、既に令和7年度配置予定の2台の消防車は製造発注しておりますので、これを令和7年度に1台、令和8年度に1台の増加に計画を変更することとしました。

続きまして、2ページに戻っていただきまして、下の表中の東京国際空港、新潟空港の配置区分の欄に、「緊急的な消防等業務並びに監督職員からの指示によるもの」と追加されております。これは、右下に表示の65分の23ページに別紙【予定時間】があります。これはあらかじめ、一定程度想定した超過勤務を示しまして、予定価格に反映しようとするものでございます。実績に応じ清算はいたします。

続きまして、3ページを御覧ください。中段以降、表に空港保安防災教育訓練センターでの養成課程の訓練項目、訓練概要、所要日数を明確に示すということで、今回、新たに記載をしております。また、表の下段には、受講料は、無償と明確に明記したところでございます。

続きまして、8ページを御覧ください。1.2.4請負費の支払い方法の(3)「緊急的な消防等業務並びに監督職員からの指示により消防等業務の変更が生じた場合は」、とございますが、これらは超過勤務として扱っており、現在は年度末に一括精算をしております。今度は、上記の(2)の請負の支払いと同様に、超過勤務の発生ごとに精算することに変更しております。

続いて、同じ8ページの1.2.5の経費の負担の(3)の車両についてですが、これは東京国際空港において、令和8年度より、空港内の連絡に必要となる連絡車両を準備すること。仕様については以下を標準とするということを新規に入れてございます。

これは消防車増車に伴いまして、消防庁舎を新設いたします。消防庁舎は、空港の制限区域内に、一般の者が立ち入れない区域ですが、ここに建設されることになっております。新消防庁舎へ消防員を配置するには、車両による移動しかできませんので、その車両を準備するよう明記しております。

なお、新消防庁舎の供用開始は令和8年度の供用開始を予定しているため、令和8年度からと明記してございます。

続いて、9ページを御覧ください。1.2.6の貸与物品、先ほども御説明しましたとおり、表中の空港用化学消防車については、東京国際空港は、令和7年度5台、令和8年度及び9年度は6台の委託とします。その人員増に伴いまして、右側の防火衣も増えてございます。

続きまして、10ページですが、2.の実施期間に関する事項に準備期間、業務実施期間を明記してございます。

実施期間は次のとおりとする。令和6年7月1日から令和10年の3月31日まで。た

だし、令和7年3月31日までは準備期間として、業務実施期間については、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとするとしております。

同じく、10ページの下のほうに、3.10で「会社更生法に基づき」とありますが、これは入札説明書と同様にするため、追記した事項でございます。

続きまして、11ページを御覧ください。中段以降に、4.1で、入札の実施手続及びスケジュールを明記しております。入札公告は令和6年2月中旬頃。入札説明資料の配布は令和6年2月中旬頃。申請書類、技術提案書に関する質疑応答期限は、令和6年4月上旬頃。申請書類、技術提案書の提出期限は令和6年4月上旬頃と書いてありまして、契約締結日が令和6年6月上旬頃を予定してございます。

続きまして、18ページでございます。8.5.19の談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い、以降について、これは現在の当局の標準契約書に合わせるため修正等しております。

主な修正箇所は以上となり、その他につきましては、字句修正、記載の明確化の修正となります。

以上で、実施要項の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました本実施要綱案について、御質問、御意見のある委員の方、御発言をお願いいたします。

○井熊専門委員 御説明ありがとうございます。非常に特殊性の高い業務で、そう簡単には競争が成立しないだろうなという感じで、過去の契約状況の推移を見ていて、説明会参加者が非常に低調な状況で、このような修正は誰に向けて行われるのかというところが、聞いていて少し疑問に思ったのですが、その辺は、こういうような事業者が、この緩和であれば応じてくれるのではないかと、そういう事業者のイメージはございますか。

○明間室長 御質問ありがとうございます。それでは、係長の大畑から回答させていただきます。

○大畑空港防災対策係長 御質問ありがとうございます。防災対策係長をやっております大畑といいます。

御質問の内容については、今回の修正、要は、請負事業者については、どのような事業者をイメージしているのかなというところとした場合、現在、請け負っている事業者、航空保安協会と言いますけれども、航空保安協会以外も、警備事業者等が消防業務を行っておりますので、その方へもアンケート等を取って、今回、このような修正をさせていただきます。

いたというような内容となります。

○井熊専門委員 ありがとうございます。

○梅木副主査 御説明ありがとうございます。過去数年にわたる契約状況の推移というのを今、拝見しているのですけれども、落札率のところは、高止まりが続いていますが、これは偶然なのかどうか気になります。現状、一者の応札であり、決まったところにずっとお願いしているという状況を考えますと、現在、業務を行っていただいているところが、かなりノウハウもあり、コスト等もよく御存じなのではというところは分かるのですが、落札率の推移を見たときに、今後も、ずっと続かないように、今まきに見直してるということでしょうか。

○大畑空港防災対策係長 御質問ありがとうございます。そのような方向で、こちらも検討をしております。

○梅木副主査 分かりました。どうもありがとうございます。

○柏木専門委員 御説明どうもありがとうございました。基本的なところでお伺いしたいのですけれども、資料Bの8の部外秘というのを付けていただいている、各空港消防業務の請負一覧というのを載せていただいております、この資料、大変参考になります。ありがとうございます。

それで、お聞きしたかったのが、地方管理のところで各市町村の名前が出ているのですけれども、これは市町村の消防局が受けているという理解で良いのでしょうかというのが1点目。地方管理などにおいても、この調達は国土交通省案件になるのでしょうか。よろしくをお願いします。

○大畑空港防災対策係長 御質問ありがとうございます。国土交通省の大畑といいます。

1点目、御質問いただいた件ですけれども、例えば、Bの8ですと、新島とか神津島が市町村名が書かれていると思うのですけれども、こちらは、地方自治体の東京消防庁、これは消防の方々が実施しているというものになります。(※)

※補足1) 東京都内の地方管理の空港を念頭において回答したもの。東京都内の地方管理の空港のうち、新島、神津島空港については、東京都が各村役場へ委託し空港消防業務を行っている。

○柏木専門委員 沖縄の伊江村とか慶良間村、座間味村とかあるのですけれども、それは…  
…。



○大畑空港防災対策係長 こちらは一度調べさせていただいてもよろしいでしょうか。(※)

※補足 2) 地方管理の空港のうち、「空港消防業務組織」の欄に市町村名が記載されている空港のうち、沖縄の伊江島空港、慶良間空港については、沖縄県がそれぞれ伊江村、座間味村役場へ委託し空港消防業務を行っている。

○柏木専門委員 はい。いろいろ見てみると、空港によって、いろいろ規模も違うなど思っています。座間味とか行ったことはあるのですが、非常に小さな村ですので、どのようなになっているのかと思っています。後で結構ですので、もし分かれば教えてください。

○大畑空港防災対策係長 承知しました。それと、2点目ですが、本業務は、空港設置管理者の業務になりますので、各地方自治体であったり、成田、関空であれば、民間が業務を実施しておりますので、成田、関空であれば、成田会社、関空であれば、関西エアポートという会社で、本業務を発注しておりますので、回答としては、それぞれ違った発注元となります。

○柏木専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○関野主査 今回の議論の本質は、多分スケジュールの話だろうと思うのですが、今、10ページに、令和8年からの車両の話があって、わざわざガソリン車を指定した理由につき御質問させていただきたいと思います。なぜ電気自動車ではないのかということです。

○大畑空港防災対策係長 御質問ありがとうございます。こちらについては、ハイブリッド車、EV車も可とできるように、修正させていただきたいと思います。

○関野主査 分かりました。多分そちらのほうがよろしいかと思えます。ありがとうございました。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 ありがとうございます。今、最後の主査からの御質問の1点だけが、実施要項へのガソリン車の件、そこだけが修正していただくという点だと認識しておりますが、それでよろしかったでしょうか。

○大畑空港防災対策係長 航空局、大畑です。そのとおりです。

○事務局 ありがとうございます。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、本実施要項案につきましては、本日をもって、小委員会での審議

は終了したということで、今後の実施要項案の取扱いや監理委員会の報告資料の作成につきましては、私に一任させていただきたいと思いますが、委員の先生方よろしいでしょうか。

(委員から「お願いします」との発言あり)

ありがとうございます。

今後、実施要項案の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせをして、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(国土交通省退室)

(農林水産省入室)

○事務局 続きまして、政府所有米穀の販売等業務の契約変更の報告について、農林水産省農産局貿易業務課、上藤課長補佐より御説明をお願いしたいと思います。

○上藤課長補佐 農林水産省防疫業務課の上藤でございます。それでは、政府所有米穀の販売等業務委託契約の事業譲渡について、御報告をさせていただきます。

まず、本事業の概要及びこれまでの経緯についてでございますが、本事業は令和3年度まで、市場化テストの対象として御審議いただいていたものでございます。この事業は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づきまして、政府が買入れを行いました政府所有米穀の販売、保管、運送等の一連の業務を民間の事業者、私ども受託事業者と称しておりますが、そこに委託するものでございます。

事業の内容については、政府が買入れましたものを、最終的には主食用の販売業者でございますとか、飼料用の実需者、加工食品の実需者などに販売をしておりますけれども、その販売までの保管でございますとか品質管理、運送、そういったような業務を行い、そのものを、米穀を受託事業者が実需者等に販売するという業務、これを一括して、包括的に委託をしている業務でございます。

続きまして、本件の経緯でございますけれども、今般、平成30年、令和元年、2年、3年度の販売等業務の受託事業者でございます、丸紅株式会社、こちらのほうから、丸紅食料株式会社に、令和6年1月1日付で販売業務を譲渡したいという申出がございました。

本件への対応の方針でございますけれども、まず、事業の譲渡につきましては、契約書におきまして、農林水産省の承諾を得るということを規定しておりますので、農林水産省が承諾をした上で、事業譲渡を行うということになります。

農林水産省といたしましては、承諾に当たりましては、契約の確実な履行の観点から、譲渡先が販売等業務委託契約の入札に生かしている業務実施体制など入札参加要件を満たしているか、業務再委託などを同様の契約条件で実施する保証があるかにより、可否を判断するという考えでございます。

譲渡先であります、丸紅食料につきましては、実務実施体制や信用力など入札参加要件を満たしていること。また、丸紅と丸紅食料との間で事業譲渡に関する合意書が交わされておりまして、その中で、再委託先の業務実施者、具体的には保管業者でありますとか運送業者でございますけれども、これらについて、現行と同じ体制が引き継がれることにより、同様の契約条件で事業が承継されることが保証されていること。さらに、丸紅の担当者が、丸紅食料において、引き続き同業務に従事するという予定でございます。このようなことから、本契約を従前のおり、履行できるものと判断をしております。

これらを踏まえまして、政府所有米穀販売等業務委託契約書の第23条、これは令和2年度以降は20条でございますけれども、この規定に基づきまして、丸紅と締結している販売等業務契約を丸紅食料へ譲渡することを承諾する予定としております。

なお、本事業譲渡によりまして、政府所有米穀の販売等業務における入札の実施要綱、これは委員会で御審議いただいたものでございますけれども、実施要綱そのものについて、変更は発生しないというものでございます。

御説明は以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。ただいま御説明いただきましたが、御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、特段の御質問、御意見がないようですので、異存なしということで整理したいと思います。本日はどうもありがとうございました。

○上藤課長補佐 どうもありがとうございました。

(農林水産省退室)

— 了 —